

不法投棄は2日に1件を超えるペースで発生(平成23年度188件)

廃棄物(ごみ)の不法投棄は、ごみ問題の中で最も重要かつ悪質な問題です。

不法投棄には、家庭から出た不要物や放置自転車などの小規模なものから、建築廃材をはじめとする産業廃棄物などの大規模不法投棄まで、その規模には大きささまざまあります。そして、往々にしてその処理は困難を極め、規模が大きくなればなるほど膨大な経費と時間を費やすこととなります。

【不法投棄の現状】

これまで、牛久市内で社会問題となりうる大規模な不法投棄は発生していません。しかしながら、中・小規模な不法投棄に目を向けてみると、昨年度、市内で発生した不法投棄の件数は188件(表1【参照】)。平成19年度をピークに順調に減少してはいるものの、いまだに2日に1件を超えるペースで発生しているというのが現状です。

また、今年度は8月末です

112件の不法投棄が発生している、このままでは5年ぶりに前年度の発生件数を上回ってしまうことが予想されています。

【表1】不法投棄の発生件数

年度	不法投棄発生件数	前年度比	うち	
			自転車	家電4品目
平成19年度	354件	—	112台	—
平成20年度	271件	△83件	62台	31台
平成21年度	267件	△4件	79台	58台
平成22年度	220件	△47件	147台	93台
平成23年度	188件	△32件	66台	106台
平成24年度	112件	—	47台	31台

※平成24年度は、8月末日現在の件数です。

【不法投棄は、しない・させない・ゆるさない】



不法投棄は、管理の行き届いていない空き地や山林など、人の目が届きにくい場所で多く発生しています。

では、もしあなたが所有する土地に不法投棄をされてしまった場合、どうなるでしょうか。もちろん行為者が特定されれば、その行為者が撤去することになります。しかし、行為者が特定されなかった場合、その撤去費用は土地の所有者が負担することになっています。

山林や農地、過去に不法投棄されたことがある土地などを所有す

る方は、雑草や下草の刈り取り、定期的な見回りをするなどして、所有地の適正管理を心掛けてください。また、普段は見掛けない大型ダンブや交通量の少ない山道などに出入りしている軽トラックなど、不審な車両を目撃した場合には、ナンバーや車両の特徴を覚え、廃棄物対策課までご連絡ください。

市民の皆さんひとりひとりが「不法投棄は、しない・させない・ゆるさない」という意識を持ち、自分たちの住む場所の監視役になることが、不法投棄撲滅の大きな力となります。ご協力お願いします。



不法投棄禁止!